

下諏訪町新型インフルエンザ等対策行動計画各分野の取組

準備期

初動期

対応期

①実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・計画作成、BCP作成 ・人材育成、実践的な訓練の実施 ・国、県等との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・国や県が対策本部を設置した場合、対策本部設置を検討 ・国からの財政支援の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言がなされた場合には速やかに対策本部を設置 ・必要に応じて県や他の市町村に対して対策実施のための応援を求める
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・住民が感染症危機への理解を深めるための情報提供・共有を行う ・コールセンター等の設置準備を始め、可能な限り双方向のコミュニケーションが取れる体制整備を行う ・県と情報連携の検討、合意形成を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクコミュニケーション体制を強化し、住民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う ・コールセンターを設置。住民からの相談を受け、科学的根拠に基づいた感染症の正しい知識を普及する。 ・県と町で感染状況等の情報提供・共有を行う 	
③まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・換気、咳エチケット、手洗い等の基本的な感染対策の普及 	<ul style="list-style-type: none"> ・県からまん延防止対策についての要請があった場合、業務継続計画に基づく対応の準備を行う 	
④ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> ・国と連携した特定接種対象者へ手続き、国の構築するデータベースへの登録作業の周知 ・予防接種に必要な資材の確保 ・管内医療機関との連携を密にし、ワクチン供給量に応じた分配を検討 ・接種体制について情報収集をし、医師会等と連携した接種体制構築訓練を行う ・迅速な住民接種のための体制構築 ・健康被害への救済、住民への情報提供 ・DXの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン、資材、実施方法、予算措置等の情報共有に基づき、接種会場や医療従事者の確保等接種体制を構築する ・住民接種の予定者数を把握、接種勧奨方法や予約方法について検討 ・全庁的な実施体制の確保、人員リスト、シフトの作成 ・地区医師会(有隣会)の協力を得て医療従事者を確保 ・医療機関での接種、公的機関などの医療機関以外の会場を臨時的接種会場としてを活用 ・接種会場での救急対応について資材を準備し、物品や薬剤については地区医師会と協議する 	<ul style="list-style-type: none"> ・流行株の変異による追加接種等にも円滑に対応できるよう国や県、医療機関と連携して、継続的な接種体制の整備に努める ・特定接種を実施すると国が決めた場合に地方公務員等を対象とした集団接種を実施する ・住民接種においては接種会場の検討、資材の確保、医療従事者、事務担当者等を確保する ・予約体制を構築し、接種に関する情報提供・共有を行う ・マイナポータル等を活用しスマートフォンへの通知を行う。活用が困難な方へは紙の接種券を発行するなど接種機会を確保する ・接種記録を適切に管理する
⑤保健	<ul style="list-style-type: none"> ・県が実施する健康観察に協力する場合の人員体制について検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・県が実施する健康観察への協力 ・県が実施する患者や農耕接触者の日常生活支援(食事やパルスオキシメーター等)への協力 	
⑥物資	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策物資等を備蓄し、定期的に備蓄状況等を確認する 		
⑦町民生活・町民経済	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有体制を整備 ・DXの推進により行政手続きや支援金等の給付・交付等に適切な仕組みの整備を行う ・感染症対策物資、食料品や生活必需品を備蓄 ・事業者や住民へマスクなどの衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する ・要配慮者等への生活支援、搬送、死亡時の対応等について、対象者を把握、具体的手続きを決めておく ・火葬体制を構築。戸籍事務担当部局と調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・国からの要請を受け、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、フレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等)を講じる ・要配慮者等に生活支援、搬送、死亡時の対応等を行う ・学校使用の制限や臨時休業の要請等がなされた場合教育、学びの継続に関する取組等の支援を行う ・生活関連物資等の価格高騰や買い占め、売り惜しみがないよう供給の確保他便乗値上げの防止等を要請する ・火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所を活用し遺体の保存を適切に行う。また円滑に火葬が行われるよう努める ・事業者への経営及び国民生活への影響を緩和し、住民の生活および地域経済の安定を図るため、必要な財政上の措置等を公平性に留意し効果的に講ずる ・町は水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる

新型インフルエンザ等発生時の下諏訪町の主な対応の流れ

★国、県の動き、対策

初動期（発生した段階）

対応期（政府対策本部の設置以降の段階）

①実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ★厚労省による新型インフルエンザ等発生公表 ★政府対策本部、県対策本部の設置 <ul style="list-style-type: none"> ●町対策本部設置の検討、人員体制の強化 ●国、県の基本的方針に基づく対策実施 	<ul style="list-style-type: none"> ★緊急事態宣言発出 → ●下諏訪町対策本部を直ちに設置
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症の発生状況や有効な感染防止策等、わかりやすく正しい情報提供を実施 ●双方向コミュニケーションのためコールセンターを設置する ●県と町との間で感染状況等の情報提供、共有を実施 	
③まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ★●県内発生状況を踏まえ、まん延防止等重点措置、緊急事態宣言を含めた感染拡大防止の取組 ●基本的感染対策の徹底など住民の行動変容を促す 	
④ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> ●接種体制の整備、医療関係者へ予防接種の協力要請 ●全庁的な接種体制の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ●国や県と連携し、特定接種と住民接種の接種体制を構築する ●接種に関する情報発信、基本的な相談対応 ★●接種実施 <ul style="list-style-type: none"> ●接種記録の管理
⑤保健	<ul style="list-style-type: none"> ●県が実施する健康観察に協力する人員体制の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●県が実施する健康観察への協力 ●県が実施する患者や農耕接触者の日常生活支援への協力
⑥物資	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症対策物資、ワクチン接種に係る必要物資の確保 	
⑦町民生活・町民経済	<ul style="list-style-type: none"> ●遺体を安置できる施設等の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ●自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、フレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響等への対応 ●生活関連物資の物価高騰や買い占め、売り惜しみ等の防止を要請 ●地域経済の安定を図るため財政上の措置を講じる ●上水道の安定的かつ適切な供給